

V 資料編

1 事業所調査票・制度等概要資料

帳票番号

令和4年度栗山町雇用労働実態調査【事業所調査】

《 回 答 要 領 》

1. 各質問について、可能な範囲でご回答ください。
2. 回答は、**令和4年10月1日現在**の状況をご記入ください。
3. 職種を「パート従業員」、「臨時従業員」、「季節労働者」と指定している質問以外は、すべて常用従業員（役員を除く）についてご回答ください。
4. 選択式の質問は、該当する数字を○で囲んでください。
5. 人数、金額等の欄がある質問は、具体的な数字を直接ご記入ください。

1. 貴事業所について

【問1】主な業種についてお答えください。（あてはまるもの1つに）

- ①建設業 ②製造業 ③卸・小売業 ④サービス業 ⑤医療・福祉業 ⑥運送業
⑦その他（ ）

【問2】昨年と比較した現在の業況についてお答えください。（あてはまるもの1つに）

- ①昨年よりも良い（増収） ②ほぼ昨年並み（横ばい） ③昨年よりも悪い（減収）

【問3】従業員数について、該当する箇所へ人数をご記入ください。

	年代・性別											
	10代		20代		30代		40代		50代		60代	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
常用従業員												
うち町外居住者												
パート従業員(※1)												
うち町外居住者												
臨時従業員												
うち町外居住者												
季節労働者(※2)												
うち町外居住者												

※1:1日、1週間、1ヶ月の所定労働時間が、同一職場同一業務の正規従業員に比べ相当程度短いもの。

※2:季節的な労働需要に対し、又は季節的な余剰を利用して一定期間を定め就労するもの。

【問4】管理職等の人数についてお答えください。

(管理職とは、正規雇用のうち、配下の従業員を指揮・監督する立場にある役職、課長職以上などを言います。)

※該当する方がいない場合は欄内に「0(ゼロ)」を記入

	管理職		③係長相当職
	①部長以上相当職	②課長相当職	
(1) 男性	人	人	人
(2) 女性	人	人	人

2. 常用従業員の採用・退職について

【問5】最近1年間の採用者はいますか。(複数回答可)

- ①新規学卒採用者がいる ②中途採用者がいる
 ③いない
 ⇒ ア. 募集していない イ. 募集したが応募者なし ウ. 応募はあったが採用に至らなかった
 エ. その他 ()

※問5で「①新規学卒採用者がいる」を選択した事業者にお尋ねします。

【問6】新規学卒採用者について、該当の箇所へ人数をご記入ください(※居住地は採用時)。

	中卒		高卒 (うち栗山高卒)		短大・専門卒		大学・大学院卒	
	男	女	男	女	男	女	男	女
新規採用者			()	()				
うち 町外居住者			()	()				

※問5で「②中途採用者がいる」を選択した事業者にお尋ねします。

【問7】中途採用者について、該当の箇所へ人数をご記入ください(※居住地は採用時)。

	年代・性別												うち パート従業員 臨時従業員 季節労働者 から採用	
	10代		20代		30代		40代		50代		60代			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
中途採用者														
うち 町外居住者														

【問 8】 求人方法についてお答えください。（複数回答可）

- ①公共職業安定所（ハローワーク） ②民間の人材紹介業者等（広告掲載を含む）
 ③企業独自の方法（説明会や WEB 等） ④公的な就労支援事業を活用
 ⑤知人・従業員の紹介
 ⑥その他（_____）

【問 9】 今後の常用従業員の雇用方針についてお答えください。（あてはまるもの 1 つに）

- ①増員したい ⇒ 予定数（_____）人 ②現状維持
 ③減員したい ⇒ 予定数（_____）人 ④パート等に移行したい

【問 10】 希望する人材の職種についてお答えください。（複数回答可）

- ①管理職 ②専門・技術職（_____）
 ③事務職 ④営業職 ⑤販売・サービス職 ⑥製造・建設・労務職

【問 11】 最近 1 年間の退職者数についてお答えください。

（_____）人 うち、採用から 3 年以内の新規学卒者（_____）人

【問 12】 常用従業員の平均勤続年数の状況についてお答えください。（あてはまるもの 1 つに○）

- ①男性の方が、平均勤続年数が長い ②女性の方が、平均勤続年数が長い
 ③平均勤続年数は、男女間であまり差がない

3. 常用従業員の労働環境について

【問 13】 所定労働時間（1 日・1 週間）についてお答えください。（あてはまるもの 1 つに）

※始業時から就業時までの決められている時間から休憩時間を差し引いた時間

- 1 日の所定労働時間 ⇒ ①8 時間未満 ②8 時間 ③8 時間超
 ■ 1 週間の所定労働時間 ⇒ ①40 時間未満 ②40 時間 ③40 時間超

【問 14】 最近 1 年間の従業員 1 人あたりの年次有給休暇の平均付与日数および平均取得日数についてお答えください。（あてはまるもの 1 つに）

- 平均付与日数（繰越分を除く）⇒ ①0 日 ②10 日未満 ③10 日以上 20 日以下
 ■ 平均取得日数 ⇒ ①0 日 ②10 日未満 ③10 日以上 20 日未満 ④20 日以上

【問 15】 週休 2 日制を実施していますか。（あてはまるもの 1 つに）

- ①実施している ②実施していないが、検討中である ③実施しておらず、実施する予定もない

4. 常用従業員の賃金・諸手当について

【問 16】 初任給（新規卒採用時）についてお答えください。

	中学卒	高校卒	短大卒・専門卒	大学卒・大学院卒
男	円	円	円	円
女	円	円	円	円

【問 17】 常用従業員全体の平均の基本給についてお答えください。

男	円	女	円
---	---	---	---

【問 18】賃金の引き上げの状況についてお答えください。(あてはまるもの1つに)

- ①定期昇給のみ ②ベースアップのみ ③変わらない ④引き下げた
⑤その他（ ）

【問 19】 昨年の1人あたりの平均賞与額についてお答えください。

※該当しない項目は欄内に「0」を記入

1人あたり平均賞与額	夏季	年末	年度末
	円	円	円

【問 20】 以下の手当はありますか。

(1) 家族・扶養手当はありますか。(あてはまるもの1つに)

- ①ある ⇒ 1人あたりの平均額 (_____ 円)
②ない

(2) 住宅手当はありますか。

- ①ある ⇒ 支給基準・金額 ア. 持ち家（ ）円 イ. 借家（ ）円
ウ. その他

ウを選択：支給基準・金額を以下に記載願います。

- ②ない

(3) 通勤手当はありますか。(あてはまるもの1つに○)

- ①ある ⇒ 支給基準 ア. 実費 イ. 定額 ウ. その他 ()
- ②ない

（４）燃料手当はありますか。

- ①ある ⇒ 支給基準・金額 ア．世帯主（ ）円 イ．非世帯主（ ）円
 ウ．単身者（ ）円 エ．一律 （ ）円
- ②ない

5. パート従業員・臨時従業員・季節労働者について

【問 21】 職種別の平均月給についてお答えください。

	パート従業員	臨時従業員	季節労働者
事務系	円（時給 円）	円	円
技術系	円（時給 円）	円	円
労務系	円（時給 円）	円	円

【問 22】 諸手当はありますか。（複数回答可）

- ①ある ⇒ ア. 通勤手当 イ. 処遇改善手当 ウ. 時間外手当 エ. 職務手当
オ. 資格手当 カ. その他 ()
- ②ない

【問 23】 最近 1 年間の年次有給休暇の付与および取得状況についてお答えください。

(あてはまるもの1つに○)

- 平均付与日数（繰越分を除く）⇒ ①0日 ②10日未満 ③10日以上20日以下
- 平均取得日数 ⇒ ①0日 ②10日未満 ③10日以上20日未満 ④20日以上

【問 24】 最近 1 年間の新規採用人数・退職者人数についてお答えください。

	パート従業員	臨時従業員	季節労働者
新規採用者	人	人	人
退職者	人	人	人

【問 25】 今後の方針についてお答えください。(あてはまるもの 1 つに○)

- ①増員する予定 ②現状維持する予定 ③減員する予定

6. 貴事業所での心身（体）障がい者の雇用について

【問 26】 現在、心身（体）障がい者を雇用していますか。（あてはまるもの1つに○）

- ①は い ⇒ 男()人 女()人
②いいえ ⇒ ア、今後、雇用する予定がある イ、今後、雇用を検討する ウ、雇用する予定はない

7. 貴事業所での諸制度等の実施状況について

【問 27】就業規則等に定めているものとして、次のうちあてはまる制度はありますか。（複数回答可）

※下記、各制度概要は別紙資料の1ページ参照

- | | | |
|-------------------------|---------------------|--------------------|
| ①産前・産後休業 | ②妊娠中・分娩後の通院休暇 | ③妊婦の通勤緩和措置（時差出勤など） |
| ④配偶者（夫）の出産休暇 | ⑤育児休業 | ⑥配偶者（夫）の育児休業 |
| ⑦子の看護休暇 | ⑧育児目的休暇 | ⑨配偶者（夫）の育児目的休暇 |
| ⑩事業所内の託児・保育所施設（外部委託を含む） | ⑪健康管理休暇（生理休暇） | ⑫健康診断休暇 |
| ⑬介護休業 | ⑭介護休業 | ⑮育児・介護のための短時間就労制度 |
| ⑯育児・介護のための時間外勤務免除・制限制度 | ⑰育児・介護等による離職後の再雇用制度 | ⑱フレックスタイムによる勤務制度 |
| ⑲夏季休暇 | ⑳冬季休暇 | |
| ㉑該当する制度は規定していない | | |

【問 28】育児休業（休暇）について、過去2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）で、貴事業所において、次に掲げる制度の取得者は男女それぞれ何人いますか。

※育児休業（休暇）制度の利用者数①～⑤については、複数の制度を利用した場合、それぞれの制度ごとに利用者の人数をカウントしてください。

（1）過去2年間に（本人が）出産した女性従業員

出産した 女性の実人数	うち育児休業（休暇）制度の利用者数				
	①育児休業	②子の看護休暇	③育児目的休暇	④短時間就労	⑤その他 ()
人	人	人	人	人	人

（2）過去2年間に（配偶者が）出産した男性従業員

配偶者が 出産した 男性の実人数	うち育児休業（休暇）制度の利用者数				
	①育児休業	②子の看護休暇	③育児目的休暇	④短時間就労	⑤その他 ()
人	人	人	人	人	人

【問 29】育児休業取得者について、過去2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）の復職までの休業期間を実人数でご記入ください。また、復職せず退職した方がいる場合もご記入ください。

※取得期間には産前・産後休業は含めないでください。同一従業員が期間内に2回利用した場合についても、1人として計上してください（2回の合算の期間で記載）。

	2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	12か月以上	復職せず 退職
男性	人	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人	人

【問 30】今後、育児休業制度を定着させる上で、どのような課題がありますか。（複数回答可）

- ①休業期間中の代替要員の確保が難しい ②休業者の復職後、代替要員の処遇が難しい
 ③休業期間が前後するなど、人員計画が立てにくい ④休業者の周りの人の業務負担が多くなる
 ⑤代替要員では業務が務まらない、又は効率が落ちる ⑥制度を利用しやすい雰囲気が周りにない
 ⑦制度を利用する人と利用しない人の不公平感がある ⑧復職時に技術・能力が低下している場合がある
 ⑨その他（ _____ ）
 ⑩特にない

【問 31】今後、育児休業（休暇）制度を定着させる上で、行政（栗山町）からどのような支援があると良いか、考えがあれば、その内容をお答えください。（自由記述）

【問 32】介護休業（休暇）について、過去2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）で、貴事業所において、次に掲げる制度の取得者は何人いますか。

（1）過去2年間に自宅等で介護を行っている（いた）女性従業員

自宅等で介護を行っている （いた） 女性従業員の実数	うち介護休業（休暇）制度の利用者数			
	①介護休業	②介護休暇	③短時間就労	④その他 ()
人	人	人	人	人

（2）過去2年間に自宅等で介護を行っている（いた）男性従業員

自宅等で介護を行っている （いた） 男性従業員の実数	うち介護休業（休暇）制度の利用者数			
	①介護休業	②介護休暇	③短時間就労	④その他 ()
人	人	人	人	人

問 38 で「①ある」を選択した事業者にお尋ねします。

【問 39】 定年後の再雇用制度はありますか。(あてはまるもの1つに○)

- ①ある ②検討中 ③ない

【問 40】退職金制度はありますか。(あてはまるもの1つに○)

- ①ある ②検討中 ③ない

【問 41】 早期（勸奨）退職制度はありますか。（あてはまるもの1つに○）

- ①ある ⇒ ア. 50 歳から イ. 55 歳から ウ. 58 歳から エ. その他 (_____ 歳から)
- ②検討中
- ③ない

問 41 で「①ある」を選択した事業者にお尋ねします。

【問 42】早期（勤奨）退職制度を利用した場合、退職金の上乗せはありますか。
（あてはまるもの1つに○）

- ①ある ⇒ 上乗せの内容 (_____)
- ②ない

【問 43】変形労働時間制を導入していますか。(あてはまるもの1つに○)

- ①導入している ⇒ ア. 1 か月単位の変形労働時間制
イ. 1 年単位の変形労働時間制
ウ. フレックスタイム制
エ. 1 週間単位の非定型変形労働時間制
- ②導入を検討している
- ③導入していない

【問 44】 福利厚生制度はありますか。(あてはまるもの1つに○)

- ①ある ⇒ ア. 住宅・生活資金の貸付 イ. 旅行・レクリエーション等の実施
ウ. 冠婚葬祭に係る慶弔見舞金の支給 エ. その他（ ）
- ②検討中
- ③ない

【問 45】 社宅はありますか。（あてはまるもの 1 つに○）

- ①ある ⇒ 社宅数（ ）棟（ ）戸【うち入居中の社宅数（ ）棟（ ）戸】
②検討中
③ない

問 45 で「①ある」を選択した事業者にお尋ねします。

【問 46】今後の社宅の増減予定をお答え下さい。（あてはまるもの 1 つに○）

- ①増やす予定 ②現状維持する予定 ③減らす予定

【問 47】テレワーク制度を導入していますか。（あてはまるもの 1 つに○）

※テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用して、事務所やオフィスから離れた場所（自宅等）で仕事をすることをいいます。

- ①現在、導入している ②以前は導入していたが、現在は導入していない
③現在は導入していないが、今後の導入を検討している
④現在もこれまでも導入しておらず、今後も導入する予定はない
⑤その他（ _____ ）

問 47 で「②以前は導入していたが、現在は導入していない」「④現在もこれまでも導入しておらず、今後も導入する予定はない」を選択した事業者にお尋ねします。

【問 48】問 47 の回答の理由をお答えください。（複数回答可）

- ①導入コストが掛かるため ②コミュニケーションが取りづらいため
③情報漏洩のリスクがあるため ④労働実態を把握しにくい ⑤導入できる業務ではないため
⑥その他（ _____ ）

8. 貴事業所での雇用問題について

【問 49】人事・労務に関して取り組む必要があると考える課題をお答えください。（複数回答可）

- ①新たな人材の確保 ②従業員の高齢化 ③従業員の定着率の向上
④人件費の削減 ⑤労働時間の短縮 ⑥福利厚生の充実
⑦女性従業員の労働環境の向上 ⑧従業員のスキルアップ
⑨その他（ _____ ）

【問 50】人材確保のために、必要と考える取り組みをお答え下さい。（複数回答可）

- ①自社で会社説明会を実施 ②行政機関が実施する説明会に参加
③民間会社が主催する説明会に参加 ④学校に出向き説明会を実施
⑤学生向けのインターンシップを実施 ⑥一般向けの職場見学会・体験会を実施
⑦常用従業員以外から常用従業員への積極的な登用
⑧その他（ _____ ）

【問 51】従業員に求めるスキルについてお答えください。（複数回答可）

- ①専門的な技術・知識
②上司・同僚・部下などとのコミュニケーション能力
③部下の統率などマネジメント能力
④接客など顧客対応能力
⑤企画などの提案・プレゼンテーション能力
⑥パソコン操作能力
⑦英語などの外国語能力
⑧その他（ _____ ）

【問 52】従業員に、特に取得を奨励している免許・資格はありますか。

- ①ある →特に取得を奨励している免許・資格を3つまでご記入ください

--	--	--

- ②ない

【問 53】従業員の免許・資格の取得に要する費用の支援の状況をお教えてください。

（複数回答可）

- ①関連講座の受講費用の一部又は全部を支援している
②試験の受験料の一部又は全部を支援している
③関連講座の受講費用の支援や試験の受験料の支援について検討している
④免許・資格の取得に要する費用の支援を行う予定はない
⑤その他（ _____ ）

9. 貴事業所における女性活躍・男女共同参画について

【問 54】女性従業員の活躍促進のために、どのようなことに取り組んでいますか。（複数回答可）

- ①女性を積極的に雇用し、働きやすい職場づくりに努めている
②女性の活躍を促進する担当者を設けるなど、事業所内の推進体制を整備している
③性別にかかわらず評価できる、人事考課基準を明確に定めている
④女性の意欲や就業意識を高めるための研修などを行っている
⑤人材育成や資格取得のための研修などを、性別に関係なく行っている
⑥女性（母性）の健康管理対策（各種健診の受診や休暇取得の勧奨など）を行っている
⑦管理職に対して、女性が活躍することの重要性について啓発を行っている
⑧その他（ _____ ）
⑨特に取り組んでいることはない

【問 55】今後の女性管理職（課長相当職以上）の登用について、どのように考えていますか。

（あてはまるもの1つに○）

- ①積極的に登用していきたい ②登用を検討したい ③登用の予定はない

【問 56】女性を管理職（課長相当職以上）に登用することについて、どのような課題がありますか。

（複数回答可）

※女性社員がいない場合は、一般的な見解として可能な範囲でお答えください。

- ①管理職として、女性の適任者が少ない
 ②女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない
 ③上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解が不十分な点がある
 ④業務内容の性質上、女性に管理職を任せることができない
 ⑤管理職になってもらいたい女性はいるが、年齢、在職年数などの条件を満たしていない
 ⑥前例が少なく、女性管理職の育成が難しい
 ⑦その他（ _____ ）
 ⑧特に問題はない

【問 57】職場における女性活躍・男女共同参画の推進について、行政（栗山町）にどのようなことを期待しますか。（あてはまるもの3つまでに○）

- ①子の保育や家族等の介護に関する施設・サービスの充実
 ②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現や働き方改革に取り組む事業所への支援制度
 ③育児休業や子の看護休暇の取得促進に取り組む事業所への支援制度
 ④女性活躍や男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所の認定又は表彰制度
 ⑤多様な働き方（テレワーク、在宅ワークなど）の環境づくりに取り組んでいる事業所への支援制度
 ⑥女性活躍や男女共同参画の推進に向けた相談支援窓口の充実
 ⑦女性活躍・男女共同参画に関する事業所向けの啓発事業（講座開催など）の実施
 ⑧女性従業員のキャリア形成に資する研修機会の提供や技能・資格取得の支援
 ⑨女性活躍や男女共同参画の推進に関する法律や助成等、各種制度についての情報提供
 ⑩男女平等と相互理解に向けた、広報紙やパンフレットなどによる啓発
 ⑪その他（ _____ ）
 ⑫特になし

10. 新型コロナウイルス感染症による影響について

【問 58】新型コロナウイルス感染症により、悪影響が出ていますか。（あてはまるもの1つに○）

- ①悪影響が継続している ②悪影響が出ていたが収束した ③特に悪影響は出ていない

問 58 で「①悪影響が継続している」を選択した事業者にお尋ねします。

【問 59】どのような影響が出ていますか。(複数回答可)

- ①売上・受注の減少 ②仕入れの減少・停止 ③関連商品等（製品・原料等）の値上がり
 ④人手不足（社員等の出勤困難・欠勤増） ⑤取引先の事業停止や倒産
 ⑥出張・営業活動・商談等の中止・延期 ⑦資金繰りの悪化
 ⑧その他（_____）

11. 原油・原材料価格高騰による影響について

【問 60】原油・原材料価格高騰により、貴事業所の業績に大きく関わる悪影響が出ていますか。

（あてはまるもの 1 つに○）

- ①既に大きな影響が出ている
 ②現時点で大きな影響は出ていないが、今後出る見込みがある
 ③現時点で大きな影響は出ておらず、今後も出ない見込みである

問 60 で「①既に大きな影響が出ている」「②現時点で大きな影響は出ていないが、今後出る見込みがある」を選択した事業者にお尋ねします。

【問 61】大きな影響を与える費用は何ですか（または見込まれますか）。(複数回答可)

- ①施設の光熱費 ②原材料費・資材費 ③物流費
 ④その他（_____）

12. 栗山町が実施する制度について

【問 62】栗山町が実施する以下の制度を知っていますか。

（（1）～（3）の各項目について、それぞれあてはまるもの 1 つに○）

	制度の内容を知っている	制度があることは知っているが、内容までは知らない	制度について全く知らない
（1）栗山町若者移住促進助成制度 ※制度概要は別紙資料の3ページ参照	①	②	③
（2）栗山町 UI ターン等奨学金返済助成制度 ※制度概要は別紙資料の4ページ参照	①	②	③
（3）栗山町 U I J ターン移住支援金制度 ※制度概要は別紙資料の5ページ参照	①	②	③

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

制度等概要資料

調査票 6 ページ【問 27】 各制度の概要

区 分	基本的な制度内容
①産前・産後休業	・産前6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産の日までの休業 ・出産の翌日から8週間を経過する日までの休業
②妊娠中・出産後の通院休暇	・保健指導や健康診査を受けるために取得できる休暇（回数は妊娠期間によって異なるが、医師により特別な指示があった場合はその回数）
③妊婦の通勤緩和措置（時差出勤など）	・妊娠中の従業員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき、交通機関の混雑を避けるため始業又は終業時に1日1時間まで勤務しないことができる措置
④配偶者（夫）の出産休暇	・配偶者の出産に伴う入院等の日から、一定の期間内において取得できる休暇（例：出産日後2週間を経過する日までの間に、2日の範囲内で休暇を付与する など）
⑤育児休業 ⑥配偶者（夫）の育児休業	・子が1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまでの休業の取得
⑦子の看護休暇	・小学校就学前の子の養育（負傷や疾病時の世話等）をする場合に年5日（2人以上であれば年10日）を限度として取得できる休暇（1日又は時間単位）
⑧育児目的休暇 ⑨配偶者（夫）の育児目的休暇	・育児に参加する目的（④の配偶者出産休暇のほか、子供の行事への参加のための休暇など多目的）で取得できる休暇
⑩事業所内の託児・保育所施設（外部委託を含む）	・企業が主体となって事業所内に保育所等を設置するもの
⑪健康管理休暇（生理休暇）	・生理前及び生理期間中の体調不良により、就業が困難な場合に申告により取得できる休暇
⑫介護休業	・要介護状態にある対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回までの休業の取得
⑬介護休暇	・介護等（通院付き添い、介護サービス手続等）をする場合に年5日（対象家族が2人以上であれば年10日）を限度として取得できる（1日又は時間単位）
⑭育児・介護のための短時間就労制度	・3歳に達するまでの子を養育する従業員について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）をするもの ・要介護状態にある対象家族を介護するため、短時間勤務の措置を行うもの（対象家族1人につき、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上）
⑮育児・介護のための時間外勤務免除・制限制度	・3歳に達するまでの子を養育する、又は介護を行う従業員が請求した場合、所定外労働を制限 ・小学校就学前までの子を養育する、又は介護を行う従業員が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限 ・小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業（午後10時から午前5時まで）を制限
⑯育児・介護等による離職後の再雇用制度	・妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した方が、再び就業可能となった際に復職でき、退職前の勤務経験が適切に評価・処遇される再雇用制度
⑰夏季休暇、⑱冬季休暇	・夏季及び冬季において、事業所が独自に定める法定外休暇
⑲フレックスタイムによる勤務制度	・育児や介護等を目的とする場合に限らず、従業員が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めて働くことができる制度

調査票 8 ページ【問 36】

ケアラー（無償の介護者）の概要

若い人の8割が将来を心配！

社協の10年の活動などから、いま介護をしていない世代の実に8割の方が将来の介護への不安が聞かれました。
若いうちから家族の明日を考えることは大切ですね。

- 〈アンケートの声〉
- ・老々介護の可能性がある
 - ・自分の健康状態への不安
 - ・金銭面での不安
 - ・介護に対する精神的な不安
 - ・仕事と両立できるか不安

将来ケアラーになる不安



地域や人と繋がる
「いのちのバトン」



いのちのバトンは緊急時において消防隊員が駆けつけた時に迅速に対応できるように備えておくものです。社会福祉協議会では日頃の見守り支援のツールとしても活用し、皆さまの安心・安全に繋げる活動を行っています。



いのちのバトンのおかげでケアラーサポーターさんやスマイルサポーターさんが定期的に訪問してくれるから何かあってもすぐに相談できるのでとても安心しています！



ケアラーサポーターによる見守り訪問

ケアラー支援相談
毎週 月・水・金 午前9時～12時
TEL 0123-72-2121

住所：夕張市東山町中央3丁目（役場前）
いきいき交流プラザ
ケアラズカフェ「サントの笑顔（ほほえみ）」内



長寿時代
世代を超えてつなぐのは
やさしい心です。

知っていますか？「ケアラー」のこと



やさしさの先にあるものは。

ケアラーとは

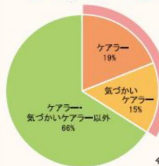
ケアラーとは、こころやからだに不調のある家族などの身近な人に対して、無償で「介護」「看病」「世話を」おこなっている人のことを言います。

発行 社会福祉法人
栗山町社会福祉協議会

栗山町朝日4丁目9番地36
TEL 0123-72-1322
E-mail k-shakyo@jeans.ocn.ne.jp
ホームページ http://www.kuriyama-shakyo.or.jp
令和4年4月発行

ケアラー（介護者）支援は
地域全体の問題です。

34%のケアラーがいます



社協が令和2年度に行ったケアラー実態調査では、町内には高齢者や障がい者（児）などをお世話しているケアラーが、実に34%いることがわかりました。ケアラーの皆さんが安心して介護や仕事をするためには、地域の理解が必要です。

ケアラーが望んでいるサービスは

- 「ケアラーの緊急時にケアが必要な人へのサービス」
- 「ケアが必要な人へのサービスや制度の充実」
- 「ケアラーが定期的に情報を受けられるサービス」

誰もが介護し・介護される時代に

「家族のことだから自分さえ我慢すれば・・・」と思いませんか？

家族への介護や世話は、どうしても自分の問題として、ひとりで抱え込みがちです。自分の健康や自由な時間、ケアが必要な人との人間関係・・・人に相談しづらいことは多いようです。



あなたの周りにこういう方はいませんか？

一番の心配は「孤立」することです。

- ・健康に不安を抱えながら高齢者の介護をしている
- ・障がいを持った子ども、家族の世話をしている
- ・仕事を辞めて、親の介護をしている
- ・家族の介護と仕事で自分の時間が持てていない

☆公的支援やサポートできることがあるかもしれません



©一般社団法人日本ケアラー連盟

いきいき交流プラザ
ケアラズカフェ「サントの笑顔」



場所：栗山町中央3丁目（役場前）
開館：9時～17時（日祝休）
カフェ：13時～16時（月～金）

栗山町には「まちなかカフェくた」や「まちなかカフェつぎたて」など地域毎にカフェやサロンを定期的に開催していますので、ぜひ足を運んでみませんか。

ケアラズカフェ「サントの笑顔」は支える方も支えられる方も自由に立ち寄りコーヒーを飲みながら交流したり息抜きできる地域のたまり場として利用頂けます。



▲かぐたカフェ（角田改修センター）
13時～16時 毎週金曜日（祝休）



▲遊歩道の駅つぎたて（鎮立郵便局前）
11時～16時（日祝休）



相談窓口

TEL 72-2121
ケアラー支援室

1人だけで悩まないで

ケアラーと感じたら？
ケアラーと思う方を見かけたら？



ケアラーの多くが介護の責任から体調を崩して、地域から孤立し、心や身体にストレスを抱え込んでいます。社協では、相談窓口を設け、スマイルサポーターがお話を伺い、訪問したりして、ストレスの解消に繋がりますので、ぜひご利用下さい。

主な相談内容（これまでの相談から）

- ・親や配偶者の介護について
- ・介護保険制度などの福祉サービスを教えて
- ・自宅に引きこもりがちになった友人が心配
- ・退院してくる家族の介護について
- ・日常生活の過ごし方について
- 等々



転入される
若者・子育て世代の皆様

栗山町転入後の 住居にかかる費用の助成制度があります！

- ①賃貸住宅家賃補助(最高36ヵ月間)
- ②新築住宅購入(最大120万円)
- ③中古住宅購入・リフォーム(最高30万円)

栗山町若者移住促進事業の概要

この制度は、これからのまちづくりを担う若者・子育て世代を増やし、活力あるまちづくりの推進を目的とし、栗山町に転入される40歳未満の方、若しくは中学生以下の子と同居される方に対する住宅支援制度です。

助成対象者

次の全ての条件を満たす方が助成の対象となります。

- ①栗山町外から、栗山に移住目的で住民登録した。
- ②住民登録された日において、申請者の年齢が満40歳未満、もしくは中学生以下の方と同居している。
- ③5年以上栗山町に居住する(新築住宅・中古住宅購入の場合はその住宅に5年以上居住)。
- ④住民登録された日(転入日)前3年間に、栗山町に居住していない。
- ⑤申請する住宅に居住する方全員に税金等の滞納がない。
- ⑥家賃補助申請の場合のみ、栗山町内の事業所に勤務する正規雇用(ただし、転勤者・公務員は除く)。

助成額

- ①賃貸住宅家賃補助 (公営住宅や社宅・社員寮等は対象外、民間賃貸住宅に限る)
月額家賃(共益費・駐車場使用料等は除く)から、2万円及び勤務先から支給される住宅手当を控除した額の1/2(千円未満切捨て)。ただし、単身世帯は1万円、单身以外の世帯は2万円を限度。
- ②新築住宅購入費補助 80万円 ・ 町内事業者建設加算20万円 ・ エコビレッジ加算20万円
- ③中古住宅購入費補助 30万円(上限) ※取得費用100万円以上

申請方法・申込期限

- ①賃貸住宅家賃補助
 - ・栗山町に転入後3か月以内に資格申請
 - ・初回交付は、助成対象要件を満たしてから1年経過後に、半年ごとに交付。助成額の1/2は口座振込み、残りはくりやまギフトカードで交付
- ②新築(中古)住宅購入補助 (事前申込必要)
 - ・住宅取得後1年以内に転入した場合に対象 ・ 転入後2年以内に住宅取得で対象
- ③中古住宅リフォーム補助 (事前申込必要)

※本制度を活用し、住宅を購入する際に住宅金融支援機構の「フラット35」を利用すると、10年金利が下げられます。

◆◆詳しくはお問い合わせください◆◆

【申込・問合せ先】栗山町若者定住推進課

TEL:0123-73-7521 E-mail:wakamonoteijuu@town.kuriyama.hokkaido.jp

首都圏より移住し
栗山町で就業するあなたへ

UIJターン移住支援金制度があります！

～北海道と連携し、移住者への支援をいたします～

栗山町UIJターン移住支援金助成の概要

北海道(栗山町)への就職を促進するため、東京23区(在住者または通勤者)から北海道(栗山町)に移住し、移住支援金対象法人に就業した方、若しくは起業した場合、移住支援金を支給する制度です。

助成対象者等

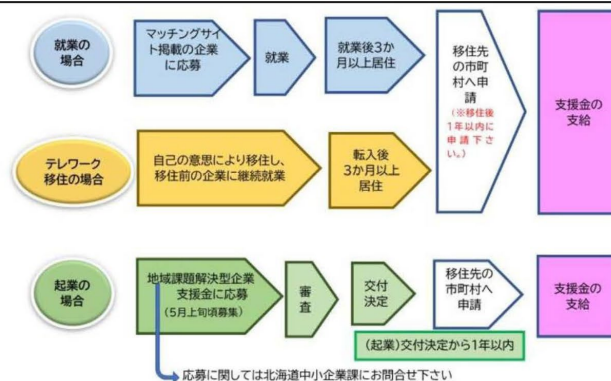
次の全ての条件を満たす方が助成の対象となります。

- 《移住元要件》
- ① 移住する直近10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は、通勤していた方
 - ② 移住する直前に1年以上、東京23区に在住又は通勤していた方
※①②ともに、通勤の場合にあつては、東京・埼玉・千葉・神奈川県の出江かに居住していた方
- 《移住先要件》
- ③ 栗山町に転入し、就業した方
《就業要件》 次のいずれかに該当すること
 - ④ ーa 就業(※マッチングサイト掲載の法人に新規就業した方)
ーb 専門人材(国のプロフェッショナル人材事業又は、先導的人材マッチング事業を利用した方)
ーc 起業(道の起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けた方)
ーd テレワーク移住(転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京23区での仕事を継続する方)
※マッチングサイトとは… 北海道が運営する移住支援金対象求人を掲載する求人サイト

助成額

- ① 単身で移住の場合 60万円
- ② 世帯での移住の場合 100万円

申請方法・申込期限



◆◆詳しくはお問い合わせください◆◆

【申込・問合せ先】栗山町若者定住推進課

TEL:0123-73-7521 E-mail:wakamonoteijuu@town.kuriyama.hokkaido.jp

(5) 職種	①事務系 ②技術系 ③労務系
(6) 就業形態	①常用従業員 ②パート従業員 ③臨時従業員 ④季節労働者
(7) 勤続年数	①1年未満 ②1年以上5年未満 ③5年以上10年未満 ④10年以上20年未満 ⑤20年以上30年未満 ⑥30年以上
以下の(8)～(12)は、(7)勤続年数で「①1年未満」を選択した方にお尋ねします	
(8) 出身地	①栗山町 ②栗山町以外
(9) 居住地	①現在の事業所で働く前から栗山町に住んでいる ②現在の事業所で働くことになったあと、他の市町村から栗山町へ移住した ③現在の事業所で働く前も現在も他の市町村に住んでいる
(10) 学歴	①中卒 ②高卒 ③専門・短大卒 ④大学・大学院卒
(11) 奨学金の利用有無	①利用した(完済) ②利用した(返済中) ③利用していない
(12) 住まい	①自宅 ②社宅 ③民間賃貸住宅 ④公営住宅 ⑤その他(_____)

2. 現在の収入・手当について

【問2】現在の収入(基本給)について満足していますか。(あてはまるもの1つに○)

- ①とても満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満 ⑤とても不満

【問3】各種手当は十分に支給されていると思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- ①はい ②いいえ(具体的な理由: _____)

3. スキルアップについて

【問4】どのようなスキルを向上させたい(身につけたい)と思いますか。(複数回答可)

- ①専門的な技術・知識 ②上司・同僚・部下などとのコミュニケーション能力
③部下の統率などマネジメント能力 ④接客など顧客対応能力
⑤企画などの提案・プレゼンテーション能力 ⑥パソコン操作能力 ⑦英語など外国語能力
⑧その他(_____)

【問5】どのような免許・資格を取得したいと思いますか。(複数回答可)

- ①普通自動車運転免許 ②中型自動車運転免許 ③大型自動車運転免許 ④大型特殊免許
 ⑤けん引免許 ⑥建築士 ⑦土木施工管理技士 ⑧測量士
 ⑨電気工事施行管理技士 ⑩看護師 ⑪准看護師 ⑫作業療法士 ⑬理学療法士
 ⑭臨床検査技師 ⑮介護福祉士 ⑯介護初任者研修 ⑰介護福祉士実務者研修
 ⑱その他 (_____)
 ⑲特にない

4. 休業・休暇について

【問6】有給休暇についてお尋ねします。最近1年間の有給休暇の取得日数をお答えください。
(あてはまるもの1つに○)

- ①0日 ②1日以上5日未満 ③5日以上10日未満
 ④10日以上15日未満 ⑤15日以上

問7～問11は常用従業員またはパート従業員の方にお尋ねします。

【問7】あなたは、ご自身または配偶者の出産(過去10年間(平成24年4月1日～令和4年3月31日))にあたり、育児休業に係る制度は利用しましたか。(あてはまるもの1つに○)

- ①育児休業に係る制度を利用した ②育児休業に係る制度は利用しなかった

【問8】問7で「②育児休業に係る制度は利用しなかった」を選択した方にお尋ねします。
育児休業に係る制度を利用しなかった理由は何ですか。(複数回答可)

- ①配偶者が利用したため ②子どもの面倒を見てくれる人がいたため
 ③保育施設に子どもを預けることができたため ④職場の人手が足りなくなるため
 ⑤収入が減るため ⑥職場に、休業や休暇、時短勤務を利用できる環境が整っていないため
 ⑦制度の利用による昇進等への影響が心配なため ⑧仕事をしている方が、心身が休まるため
 ⑨制度の存在を知らなかったため ⑩自身または配偶者の出産はなかったため
 ⑪その他 (_____)

【問9】あなたは、ご家族等の介護(過去10年間(平成24年4月1日～令和4年3月31日))にあたり、介護休業に係る制度は利用しましたか。(あてはまるもの1つに○)

- ①介護休業に係る制度を利用した ②介護休業に係る制度は利用しなかった

【問10】問9で「②介護休業に係る制度は利用しなかった」を選択した方にお尋ねします。

介護休業に係る制度を利用しなかった理由は何ですか。（複数回答可）

- ①介護施設に入所することができたため ②在宅での介護サービスを利用することができたため
 ③介護を手伝ってくれる人がいたため ④職場の人手が足りなくなるため
 ⑤収入が減るため ⑥職場に、休業や休暇、時短勤務を利用できる環境が整っていないため
 ⑦制度の利用による昇進等への影響が心配なため ⑧仕事をしている方が、心身が休まるため
 ⑨制度の存在を知らなかったため ⑩介護が必要になったことはないため
 ⑪その他（_____）

【問11】職場で周りの方が育児休業・介護休業を取得するとした場合、どのようなサポートがあれば良いと思いますか。（特にあてはまるもの1つに○）

- ①引継ぎ期間を十分に確保する ②人員を増員する ③業務量が増えないようにする
 ④その他（_____）

5. その他について

【問12】あなたは、男女ともに活躍できる職場づくりに向けて、どのような制度の充実が必要だと思いますか。（複数回答可）

※下記、各制度概要は6ページ参照

- ①産前・産後休業 ②妊娠中・分娩後の通院休暇 ③妊婦の通勤緩和措置（時差出勤など）
 ④配偶者（夫）の出産休暇 ⑤育児休業 ⑥配偶者（夫）の育児休業
 ⑦子の看護休暇 ⑧育児目的休暇 ⑨配偶者（夫）の育児目的休暇
 ⑩事業所内の託児・保育所施設（外部委託を含む） ⑪健康管理休暇（生理休暇）
 ⑫介護休業 ⑬介護休暇 ⑭育児・介護のための短時間就労制度
 ⑮育児・介護のための時間外勤務免除・免除制度
 ⑯育児・介護等による離職後の再雇用制度
 ⑰フレックスタイムによる勤務制度
 ⑱その他（_____）
 ⑲該当するものはない

【問13】あなたは、職場での各種ハラスメントについて、ご自身が体験したり見聞きしたりしたことがありますか。（複数回答可）

	自身が体験した （している）	周囲の人が体験 した（している）	とくに見聞き したことはない
（1）パワー・ハラスメント	①	②	③
（2）セクシュアル・ハラスメント	①	②	③

【問14】あなたは、職場におけるハラスメントがあった場合、どこに相談しますか。(複数回答可)

- ①職場（人事部など）に相談 ②知人・友人に相談 ③公的機関に相談
④その他（_____）

【問 15】あなたは、栗山町が実施する以下の制度を知っていますか。

((1)～(3)の各項目について、それぞれあてはまるもの1つに○)

	制度の内容を知っている	制度があることは知っているが、内容までは知らない	制度について全く知らない
(1) 栗山町若者移住促進助成制度 ※制度概要は7ページ参照	①	②	③
(2) 栗山町 UI ターン等奨学金返済助成制度 ※制度概要は8ページ参照	①	②	③
(3) 栗山町U I J ターン移住支援金制度 ※制度概要は9ページ参照	①	②	③

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

制度概要資料

調査票 4 ページ【問 12】 各制度の概要

区 分	基本的な制度内容
①産前・産後休業	・産前6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産の日までの休業 ・出産の翌日から8週間を経過する日までの休業
②妊娠中・出産後の通院休暇	・保健指導や健康診査を受けるために取得できる休暇（回数は妊娠期間によって異なるが、医師により特別な指示があった場合はその回数）
③妊婦の通勤緩和措置（時差出勤など）	・妊娠中の従業員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき、交通機関の混雑を避けるため始業又は終業時に1日1時間まで勤務しないことができる措置
④配偶者（夫）の出産休暇	・配偶者の出産に伴う入院等の日から、一定の期間内において取得できる休暇（例：出産日後2週間を経過する日までの間に、2日の範囲内で休暇を付与する など）
⑤育児休業 ⑥配偶者（夫）の育児休業	・子が1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまでの休業の取得
⑦子の看護休暇	・小学校就学前の子の養育（負傷や疾病時の世話等）をする場合に年5日（2人以上であれば年10日）を限度として取得できる休暇（1日又は時間単位）
⑧育児目的休暇 ⑨配偶者（夫）の育児目的休暇	・育児に参加する目的（④の配偶者出産休暇のほか、子供の行事への参加のための休暇など多目的）で取得できる休暇
⑩事業所内の託児・保育所施設（外部委託を含む）	・企業が主体となって事業所内に保育所等を設置するもの
⑪健康管理休暇（生理休暇）	・生理前及び生理期間中の体調不良により、就業が困難な場合に申告により取得できる休暇
⑫介護休業	・要介護状態にある対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回までの休業の取得
⑬介護休暇	・介護等（通院付き添い、介護サービス手続等）をする場合に年5日（対象家族が2人以上であれば年10日）を限度として取得できる（1日又は時間単位）
⑭育児・介護のための短時間就労制度	・3歳に達するまでの子を養育する従業員について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）をするもの ・要介護状態にある対象家族を介護するため、短時間勤務の措置を行うもの（対象家族1人につき、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上）
⑮育児・介護のための時間外勤務免除・制限制度	・3歳に達するまでの子を養育する、又は介護を行う従業員が請求した場合、所定外労働を制限 ・小学校就学前までの子を養育する、又は介護を行う従業員が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限 ・小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業（午後10時から午前5時まで）を制限
⑯育児・介護等による離職後の再雇用制度	・妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した方が、再び就業可能となった際に復職でき、退職前の勤務経験が適切に評価・処遇される再雇用制度
⑰フレックスタイムによる勤務制度	・育児や介護等を目的とする場合に限らず、従業員が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めて働くことができる制度

転入される
若者・子育て世代の皆様

栗山町転入後の 住居にかかる費用の助成制度があります！

- ①賃貸住宅家賃補助(最高36ヵ月間)
- ②新築住宅購入(最大120万円)
- ③中古住宅購入・リフォーム(最高30万円)

栗山町若者移住促進事業の概要

この制度は、これからのまちづくりを担う若者・子育て世代を増やし、活力あるまちづくりの推進を目的とし、栗山町に転入される40歳未満の方、若しくは中学生以下の子と同居される方に対する住宅支援制度です。

助成対象者

次の全ての条件を満たす方が助成の対象となります。

- ①栗山町外から、栗山に移住目的で住民登録した。
- ②住民登録された日において、申請者の年齢が満40歳未満、もしくは中学生以下の方と同居している。
- ③5年以上栗山町に居住する(新築住宅・中古住宅購入の場合はその住宅に5年以上居住)。
- ④住民登録された日(転入日)前3年間に、栗山町に居住していない。
- ⑤申請する住宅に居住する方全員に税金等の滞納がない。
- ⑥家賃補助申請の場合のみ、栗山町内の事業所に勤務する正規雇用(ただし、転勤者・公務員は除く)。

助成額

- ①賃貸住宅家賃補助 (公営住宅や社宅・社員寮等は対象外、民間賃貸住宅に限る)
月額家賃(共益費・駐車場使用料等は除く)から、2万円及び勤務先から支給される住宅手当を控除した額の1/2(千円未満切捨て)。ただし、単身世帯は1万円、単身以外の世帯は2万円を限度。
- ②新築住宅購入費補助 80万円 ・ 町内事業者建設加算20万円 ・ エコビレッジ加算20万円
- ③中古住宅購入費補助 30万円(上限) ※取得費用100万円以上

申請方法・申込期限

- ①賃貸住宅家賃補助
 - ・栗山町に転入後3か月以内に資格申請
 - ・初回交付は、助成対象要件を満たしてから1年経過後に、半年ごとに交付。助成額の1/2は口座振込み、残りはくりやまギフトカードで交付
- ②新築(中古)住宅購入補助 (事前申込必要)
 - ・住宅取得後1年以内に転入した場合に対象 ・ 転入後2年以内に住宅取得で対象
- ③中古住宅リフォーム補助 (事前申込必要)

※本制度を活用し、住宅を購入する際に住宅金融支援機構の「フラット35」を利用すると、10年金利が引下げられます。

◆◆詳しくはお問い合わせください◆◆

【申込・問合せ先】栗山町若者定住推進課

TEL:0123-73-7521 E-mail:wakamonoteijuu@town.kuriyama.hokkaido.jp

調査票5 ページ【問15】

(2) 栗山町UIターン等奨学金返済助成制度の概要

町内で正規雇用される
若者世代のあなたへ

奨学金返済額の助成制度があります！

～返済した奨学金の1/2(上限額年15万円)を3年間助成～

栗山町UIターン等促進奨学金返済助成の概要

この制度は、栗山町に定住し、町内で就業又は起業した若年層が、大学等に在学中に借り入れ奨学金の返済を支援することにより、UIターン等による若年層の定着を目的とする制度です。

助成対象者等

次の全ての条件を満たす方が助成の対象となります。

- ①大学等を2019年1月以降に卒業した。
※大学等とは・・・大学、大学院、短期大学高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)等
 - ②2019年3月以降に町内の企業等に正規雇用(公務員等を除く)された、又は起業した。
 - ③栗山町に住民登録がある。(大学時代から栗山町居住者も対象・転勤で転出見込みの場合は対象外)
 - ④資格申請日から5年間、栗山町に居住する意思がある。
 - ⑤資格申請をする年の4月1日現在で27歳以下である。
 - ⑥奨学金を総額50万円以上貸与した。
 - ⑦町税等の滞納がない。
 - ⑧暴力団員や、暴力団関係者ではない。
- －対象の奨学金は－
- ・独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金・第2種奨学金
 - ・全国社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度における教育支援資金
 - ・その他町長が認める奨学金(給付型の奨学金・介護福祉士等就学資金等の返還免除型は対象外)

助成額

- ①一年間に返済した奨学金額の1/2以内(上限額年15万円)
- ②奨学金を返済が始まった翌年以降に前年度返済額に応じて助成
- ③3年度分助成(各年ごとに申請が必要)

申請方法・申込期限

資格登録申請
(条件が揃った年の年度末まで)

↓

資格登録後2年以内に交付申請
(前年度返済した奨学金が対象)

↓

助成金交付(3力年度)

大学等の 卒業年度 H31	就職した年度 R2	R3年度	R4年度	R5年度
大学等を卒業	転入、就職、起業			
〇月から奨学金の返還開始				
	① 登録申請 3月31日までに	② 交付申請 前年度に返還した 〇か月分 4月～3月末まで ③ 交付請求	② 交付申請 前年度に返還した 12か月分 4月～3月末まで ③ 交付請求	② 交付申請 前年度に返還した 12か月分 4月～3月末まで ③ 交付請求

◆◆詳しくはお問い合わせください◆◆

【申込・問合せ先】栗山町若者定住推進課

TEL:0123-73-7521 E-mail:wakamonoteijuu@town.kuriyama.hokkaido.jp

首都圏より移住し
栗山町で就業するあなたへ

UIJターン移住支援金制度があります！

～北海道と連携し、移住者への支援をいたします～

栗山町UIJターン移住支援金助成の概要

北海道(栗山町)への就職を促進するため、東京23区(在住者または通勤者)から北海道(栗山町)に移住し、移住支援金対象法人に就業した方、若しくは起業した場合、移住支援金を支給する制度です。

助成対象者等

次の全ての条件を満たす方が助成の対象となります。

《移住元要件》

- ① 移住する直近10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は、通勤していた方
- ② 移住する直前に1年以上、東京23区に在住又は通勤していた方
- ※①②ともに、通勤の場合にあつては、東京・埼玉・千葉・神奈川県の出江かに居住していた方

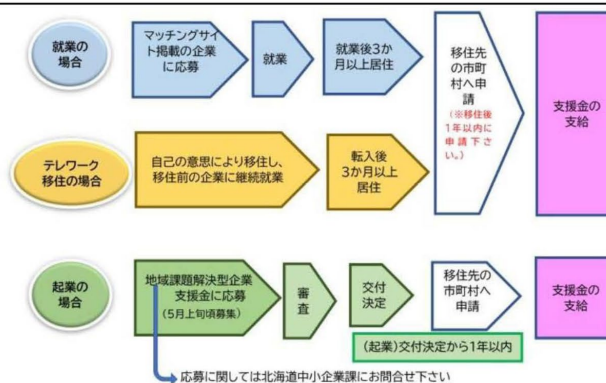
《移住先要件》

- ③ 栗山町に転入し、就業した方
- 《就業要件》 次のいずれかに該当すること
- ④-a 就業(※マッチングサイト掲載の法人に新規就業した方)
- ーb 専門人材(国のプロフェッショナル人材事業又は、先導的人材マッチング事業を利用した方)
- ーc 起業(道の起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けた方)
- ーd テレワーク移住(転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京23区での仕事を継続する方)
- ※マッチングサイトとは・・・北海道が運営する移住支援金対象求人掲載する求人サイト

助成額

- ① 単身で移住の場合 60万円
- ② 世帯での移住の場合 100万円

申請方法・申込期限



◆◆詳しくはお問い合わせください◆◆

【申込・問合せ先】栗山町若者定住推進課

TEL:0123-73-7521 E-mail:wakamonoteijuu@town.kuriyama.hokkaido.jp